

2018年9月10日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

日本リートファンド投資法人 (コード番号 8953)

代表者名 執行役員 難波 修一

URL : <http://www.jrf-reit.com/>

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 酒井 勝久

問合せ先 執行役員リート本部 荒木 慶太

TEL : 03-5293-7081

資産運用会社による子会社株式の譲渡に関するお知らせ

日本リートファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、2018年9月7日開催の取締役会において、下記のとおり、本資産運用会社の株主であるスイスUBSグループのUBSアセット・マネジメントAG(以下「譲受会社」といいます。)に対し、本資産運用会社の子会社であるMCUBSジャパン・アドバイザーズ株式会社(以下「対象会社」といいます。)の全株式を譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。)について決定しましたので、お知らせいたします。

1. 株式の譲渡の理由

本投資法人が2015年12月11日付「資産運用会社による子会社の設立に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、本資産運用会社は、助言型の私募ファンド事業を行う目的で本資産運用会社の完全子会社として対象会社を設立し、対象会社に対して親会社として物件情報の提供等のサポートを行っていました。

今般、対象会社株式を譲受会社へ譲渡することが事業継続上、最善であるとの考えに至り、本株式譲渡を実施することとしました。

2. 譲渡する子会社の概要

(1) 名称	MCUBS ジャパン・アドバイザーズ株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 稲垣 陽介
(4) 事業内容	投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
(5) 資本金	1億5,000万円
(6) 純資産	89百万円(2018年3月31日現在) ^(注1)
(7) 総資産	91百万円(2018年3月31日現在) ^(注1)
(8) 設立年月日	2016年2月12日
(9) 大株主及び持株比率	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 100%

(10) 投資法人・資産運用会社と対象会社との関係	資本関係	本資産運用会社の子会社（持株比率100%）であり、投資信託及び投資法人に関する法律に定める利害関係人等に該当します。
	人的関係	本資産運用会社の役職員2名が対象会社に常勤役職員として出向しています。 また、本資産運用会社の代表取締役社長及び代表取締役副社長が、対象会社の非常勤取締役を兼職しており、本資産運用会社の職員1名が、対象会社の非常勤監査役を兼職しています。
	取引関係	本資産運用会社との間で物件情報の提供に関する覚書を締結しています。

(注1) 単位未満を切り捨てて表示しています。

3. 株式譲渡先の概要

(1) 名称	UBSアセット・マネジメントAG
(2) 所在地	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ 45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zurich Switzerland)
(3) 代表者の役職・氏名	取締役会長 ウルリッヒ・ケルナー (Ulrich Körner)
(4) 事業内容	UBS グループのアセット・マネジメント事業を行う会社の経営管理
(5) 資本金	非開示
(6) 設立年月日	2014年9月3日

4. 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	6,000株 (議決権の数：6,000個) (議決権所有割合：100%)
(2) 譲渡株式数	6,000株 (議決権の数：6,000個)
(3) 譲渡価額	非開示 (注2)
(4) 譲渡後の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)

(注2) 譲渡先からの同意が得られていないため、非開示としています。

5. 異動の日程

2018年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・本資産運用会社 取締役会にて本株式譲渡を承認 ・対象会社 取締役会にて本株式譲渡を承認 ・株式譲渡契約を締結
2018年9月28日	本株式譲渡を実施（予定）

6. 本株式譲渡に伴う届出

本資産運用会社は、本株式譲渡の実施後、遅滞なく、金融商品取引法第50条第1項第8号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第3号に基づく届出を金融庁長官宛に行う予定です。

7. 利益相反に関する考え方

本資産運用会社においては、本投資法人及び産業ファンド投資法人（以下「IIF」といいます。）における利益相反の防止、本資産運用会社の本投資法人及びIIFに対する業務の忠実性の確保並びにMCUBS MidCity投資法人（以下「MidCity」といいます。）及び対象会社への適正なサポートの実現を図ることを目的として、投資情報の取扱いに関し検証を行う「投資情報検討会議」を設置していました。

今般、本資産運用会社が対象会社株式を譲渡することに伴い、本資産運用会社は対象会社との間で2016年5月1日付で締結していた物件情報の提供に関する覚書を本日付で解除し、対象会社との間で物件情報の検討に関する同様の覚書を本日付で再締結しています。当該覚書の終了及び再締結と併せて、本資産運用会社は、投資情報に係る優先検討権ルールを2018年9月28日付で一部変更し、対象会社にかかる規定を削除する予定ですが、本投資法人、IIF及びMidCityの優先検討権の順序に実質的な変更はありません。

8. 今後の見通し

本株式譲渡による本投資法人の2018年8月期（2018年3月1日～2018年8月31日）及び2019年2月期（2018年9月1日～2019年2月28日）の運用状況への影響はなく、運用状況の予想に変更はありません。

以 上